

教育振興基本計画に係るこれまでの動き

国の動き	高知県の動き
<p>H18. 12</p> <p>○教育基本法の改正 ・教育振興基本計画に関する規定が設けられる</p> <p>H20. 7</p> <p>○教育振興基本計画を策定 ・今後 10 年間を通して目指すべき教育の姿と 5 年間取り組むべき総合的・計画的な施策をまとめたもの</p> <p>H23. 6</p> <p>○中教審に第 2 期教育振興基本計画の策定について諮問</p> <p>H25. 1</p> <p>○文部科学大臣より項目の追加依頼</p>	<p>H20. 7</p> <p>○学ぶ力を育み心に寄りそう緊急プラン「学力向上・いじめ対策計画」を策定</p> <p>H21. 9</p> <p>○高知県教育振興基本計画を策定 ・10 年間を見通した計画 ・3 つの視点と 10 の基本方針により教育改革を推進</p> <p>H22. 3</p> <p>○高知県教育振興基本計画推進会議を設置 ・計画の総合的な推進 ・進捗状況の確認</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 20px; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>○成 果</p> <p>◆学力は 全国学力・学習状況調査の結果 ・小学校の学力は、全国水準に。 ・中学校の学力は、全国水準には達しないものの改善。特に数学は、H19→H24 で 10→3ポイント差に。</p> <p>◆体力は 体力・運動能力、運動習慣等調査の結果 ・H20 の全国最低水準から着実な上昇傾向にある</p> <p>※しかしながら、暴力行為や不登校など児童生徒の生徒指導上の諸問題は依然として厳しい状況</p> </div> <p>H24. 3</p> <p>○高知県教育振興基本計画重点プランを策定</p>

○ 国の教育振興基本計画について

1 教育基本法（抜粋）

（教育振興基本計画）

第十七条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

2 教育振興基本計画の現在の状況

現在、第2期教育振興基本計画の策定について中央教育審議会教育振興基本計画部会にて検討が進められております。

第24回部会（1月18日）では、官邸に設置された教育再生実行会議などの状況に鑑み、下村大臣より、以下の論点を計画に追加することについて、同部会においてさらに審議を深めるよう依頼がありました。

- 1 教育行政の在り方
- 2 全国学力・学習状況調査
- 3 6・3・3・4 制の在り方
- 4 高等学校段階での学習の到達度を把握する共通的な調査の仕組み及び大学入試制度の在り方
- 5 公立高校授業料無償制・高等学校等就学支援金制度

同部会では、答申に向けて、これら論点につき検討を進めていくこととしています。

（文部科学省ホームページより）

○ 教育再生実行会議について

1 教育再生実行会議の開催について

平成 25 年 1 月 15 日
閣議決定

趣旨

21 世紀の日本にふさわしい教育体制を構築し、教育の再生を実行に移していくため、内閣の最重要課題の一つとして教育改革を推進する必要がある。このため、「教育再生実行会議」（以下「会議」という。）を開催する。

構成

- (1) 会議は、内閣総理大臣、内閣官房長官及び文部科学大臣兼教育再生担当大臣並びに有識者により構成し、内閣総理大臣が開催する。
- (2) 内閣総理大臣は、有識者の中から、会議の座長を依頼する。
- (3) 会議は、必要に応じ、関係者の出席を求めることができる。

その他

会議の庶務は、文部科学省その他の関係行政機関の協力を得て、内閣官房において処理する。

(首相官邸ホームページより)

2 第 1 回 教育再生実行会議（議事要旨）

下村大臣文部科学大臣兼教育再生担当大臣の冒頭挨拶（抜粋）

このたびの「教育再生実行会議」においては、「教育再生実行」の名称が示すように、さきの「教育再生会議」の提言や実績を踏まえつつ、直面する具体的なテーマについて、集中的かつ迅速に御審議いただき、必要な法改正や予算措置等を講じてまいりたい。

当面の審議内容としては、①いじめ問題への対応、②教育委員会の抜本的な見直し、③大学の在り方の抜本的な見直し、④グローバル化に対応した教育、等について検討を進めていただき、その後、⑤6・3・3・4制の在り方、⑥大学入試の在り方、等についても御検討していただきたい。

(首相官邸ホームページより)

教育再生実行会議における主な協議項目

【1】いじめ問題等への対応について

■教育再生実行会議の第一次提言

1. 心と体の調和の取れた人間の育成に社会全体で取り組む。道徳を新たな枠組みによって教科化し、人間性に深く迫る教育を行う
2. 社会総がかりでいじめに対峙していくための法律の制定
3. 学校、家庭、地域、すべての関係者が一丸となって、いじめに向き合う責任のある体制を築く
4. いじめられている子を守り抜き、いじている子には毅然として適切な指導を行う
5. 体罰禁止の徹底と、子どもの意欲を引き出し、成長を促す部活動指導ガイドラインの策定

【2】グローバル化に対応した教育

(想定される論点)

- (1) 初等中等教育段階からの外国語教育の抜本的強化
- (2) 国際バカロレアの導入促進
- (3) 意欲、能力のある若者の海外留学促進
- (4) 優秀な外国人留学生の獲得と活用のための戦略的な受け入れ
- (5) 大学の徹底した国際化

【3】6・3・3・4制の在り方等（学制改革）

(想定される論点)

- (1) 義務教育期間の見直し（5歳児（幼稚園の年長）教育を義務化）
- (2) 6・3・3・4制の見直し（区切りを柔軟に体系化することを可能に）
- (3) 小学校5、6年生への教科担当制の導入
- (4) 飛び級制度の導入
- (5) 小・中学校卒業時における学力評価
- (6) 中学・高校において未達成科目の再チャレンジ
- (7) 義務教育化を含めた高等学校の理念・あり方
- (8) 高校での達成度試験の実施